

## 広島県告示第三百十九号

平成十四年広島県告示第千九十九号（悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制の基準の設定）の全部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号。以下「法」という。）第三条及び第四条の規定に基づき、規制地域の指定及び規制基準の設定を次のとおり行い、平成二十四年四月一日から施行する。

### 一 規制地域の指定

法第三条の規制地域は、山県郡北広島町、世羅郡世羅町及び神石郡神石高原町の全ての地域とする。

### 二 規制基準の設定

#### 1 法第四条第二項第一号の規制基準

第一号の規制地域における臭気指数は、十五を許容限度とする。

#### 2 法第四条第二項第二号の規制基準

1の規制基準として定められた値を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和四十七年総務府令第三十九号。以下「省令」という。）第六条の二に規定する方法により算出して得た臭気排出強度又は排出気体の臭気指数を許容限度とする。

#### 3 法第四条第二項第三号の規制基準

1の規制基準として定められた値を基礎として、省令第六条の三に規定する方法により算出して得た排水の臭気指数を許容限度とする。